

別記様式 5-1 (中間処理施設用)

維持管理に関する計画書

施設の維持管理方法	産業廃棄物の受入方法	「1. 産業廃棄物の受入方法」のとおり			
	施設操業時の維持管理方法	「2. 施設操業時の維持管理方法」のとおり			
	維持管理基準への対応状況	別記様式 5-2 のとおり			
	施設整備・点検の頻度	焼却炉→「7. 産業廃棄物焼却炉点検チェックリスト」のとおり ばいじん→「3. ばいじん等の除去の方法・頻度」のとおり			
維持管理に関する記録及び閲覧方法 ※閲覧方法は法第15条第4項に規定される施設のみ記載	閲覧場所	ホームページによる公開及び設置場所管理事務所での閲覧			
	閲覧対応日時	営業日 午前9時～12時 午後1時～5時			
	記録する事項、記録の時期及び備え置く期間	「6. 維持管理の記録及び記録閲覧方法に関する事項」のとおり			
異常時の連絡体制	「8. 連絡先一覧表」のとおり				
排ガスの性状等	設計 計算値	維持管理 基準値	法令 基準値	測定頻度	
ばいじん (g/N m ³)	0.04	0.04	0.08	6月に1回	
硫黄酸化物 (N m ³ /hr)	12.83	13.82	15.89	6月に1回	
窒素酸化物 (cm ³ /N m ³)	250	250	250	6月に1回	
塩化水素 (mg/N m ³)	290	300	700	6月に1回	
ダイオキシン類 (ng-TEQ/N m ³)	1.0	1.0	1.0	毎年1回以上	
騒音・振動	設計 計算値	維持管理 基準値	要綱 基準値	測定頻度	
騒音 (昼間)	49.2	55	65	1年に1回以上	
騒音 (夜間)	37.7	45	55～50		
振動 (昼間)	30以下	65	65		
振動 (夜間)	30以下	60	60		

※騒音、振動等についても周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値を定める場合には、適宜記載すること。

(日本工業規格 A 4)

別紙様式5-2

維持管理基準等に適合するために講ずる措置の内容(産業廃棄物焼却施設(ガス化改質方式、電気炉以外))
維持管理基準(省令)

省令条文	基 準	措 置 内 容
共通基準		
第12条の6第1項第1号	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	廃棄物受入れの際には、産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう排出事業者より事前に情報を得、その廃棄物の性状を把握します。廃棄物の処理に当たっては、事前に必ず書面による委託契約を行います。また、受け入れる際に取り扱い廃棄物以外の廃棄物が含まれていないかマニフェスト及び目視にて確認します。特別管理産業廃棄物については、廃棄物データシートを活用し、廃棄物の内容の確認を行います。また、計量はトラックスケールにて行います。
第12条の6第1項第2号	施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	産業廃棄物の投入量が処理能力を超えないように管理し、1日の処理負荷を超えないように対応します。
第12条の6第1項第3号	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講じます。火災等、周辺地域に重大な影響が生じた又は生じる恐れがある場合には、必要な措置をとりながら、速やかに関係機関へ連絡します。
第12条の6第1項第4号	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	1回/年の機能検査、おおむね1回/月の停止点検又、毎日の日常点検を実施します。その他必要な排ガス測定(窒素酸化物、硫黄酸化物、ダイオキシン類、ばいじん、塩化水素)を実施します。 冬季対策として、必要箇所ヒーター、保温等を施し、定期的に点検を行います。
第12条の6第1項第5号	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	廃棄物の飛散流出には十分注意し、毎日、日常点検を実施します。異常時には直ちに必要な処置を実施します。また、火災等周辺地域に重大な影響が生じた又は生じるおそれがある場合には、必要な措置を執りながら速やかに関係機関および付近住民に連絡します。悪臭防止対策として廃棄物は建屋内ピット及びタンク、ドラム缶等に保管します。また、建屋内の悪臭を燃焼空気として利用し、熱分解させます。
第12条の6第1項第6号	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	施設内清掃を実施し、清潔を保持します。又適正量の保管を行う事とし

		、廃棄物の長期保管は行いません。冬季間に施設を休止する場合には、廃棄物の保管設備、受入設備、処理設備等に廃棄物の保管がない状態とします。
第12条の6第1項第7号	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	防音対策、防振対策を講じ生活環境を損なわない様にすると共に毎日の日常点検を実施し、異常時には緊急停止し、修理します。
第12条の6第1項第8号	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	施設からのドレン水等は、系内の排ガス冷却水として蒸発処理するため、排水はありません。
第12条の6第1項第9号	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を、閲覧に供することができるよう、データが判明した日の翌月の月末までに整理し、3年間保存します。
第12条の7第5項第2号 (PCBの焼却のみ) 第12条の7第5項第3号 (廃油、PCBの焼却)	令第7条第12号に掲げる施設にあつては、燃え殻を令第6条の5第1項第3号又は同号(2)に掲げる環境省令で定める基準に適合させること。 令第7条第5号に掲げる施設及び同条第12号に掲げる施設にあつては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第12条の2第5項第2号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。	PCBの処理は行いません。 廃油が地下に浸透しないように施設内はコンクリート床構造とし、またタンクには防油堤を設置します。定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに修理します。
投入		
第4条の5第1項第2号 イ ロ	焼却施設にあつては、次のとおりとする。 ピット・クレーン方式によつて燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第4条第1項第7号イの環境大臣が定める施設にあつては、この限りでない。	常時ピット内で廃棄物を均一に混合し、燃焼室に投入します。 廃棄物の投入は自動投入機を使用し、燃焼室の投入は自動投入機にて外気と遮断した状態で定量ずつ行います。
燃焼管理		
第12条の7第5項第1号 第4条の5第1項第2号ニ ホ ヘ ル	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800℃以上に保つこと。 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。 煙突から排出される排ガスの一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。	炉内温度は自動制御にて800℃以上で温度管理します。 燃焼室内の空気攪拌を十分にを行い、燃焼効率を上げ熱灼減量が10%以下になる様にします。 運転開始時は助燃装置を作動させ、炉温を速やかに上昇させます。 運転停止時は助燃装置を作動させ、廃棄物を燃焼し尽くした後、停止させます。 空気攪拌燃焼により、一酸化炭素濃度が100ppm以下になるように燃焼します。

測定・記録		
第4条の5第1項第2号ト	<p>燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(ただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>燃焼ガスの温度は指示及び記録計により連続的に記録します。温度計の設置位置は、直接火炎が当たらない炉出口に設置し、定期的に清掃します。</p> <p>集じん器入口に温度センサを設置し、連続的に指示、記録します。</p> <p>CO、O₂計、記録計を設置し連続的に測定し、記録します。</p> <p>排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素)を6ヶ月に1回以上測定を実施し、記録します。</p>
燃焼ガスの冷却		
チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200℃以下に冷却することができる場合にあつては、この限りではない。	<p>排ガス冷却設備を設置し自動制御により、燃焼ガス温度200℃以下に急冷します。</p> <p>また、併設する最終処分場からの浸出水処理水を冷却水の一部として利用するため配管系の腐食閉塞を未然に防止する観点から次の点に留意し、適正な燃焼管理を行うように維持管理を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 CaおよびClイオン濃度を月1回計測する。 2 浸出水処理水に含まれるCaおよびClイオン濃度の目標値は次のとおりとする。 Caイオン濃度100mg/l Clイオン濃度300mg/l 3 配管系を定期的に検査し、塩類による腐食やカルシウムスケールによる閉塞が見られたときには、配管系の交換を行う。
ばいじんの除去		
ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	冷却設備排ガス処理設備にたい積したばいじんは定期的に除去します。
排ガス処理		
リ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようごみを焼却すること。	排ガス中のダイオキシン類濃度を自主管理基準値以下になる様、適正な運転を行います。
排ガス処理		
ヨ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	構造基準、維持管理基準に従い適切な運転管理を行います。排ガス高度処理施設等を設置し、排ガスによる生活環境影響保全上の支障が生じないように努めます。
タ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	減温塔での噴霧水は完全蒸発させ、水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにします。

ばいじん等の処理		
レ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第4条第1項第7号チのただし書の場合にあっては、この限りでない。	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、コンテナにて貯留し屋内に保管します。また、ばいじん、燃え殻の水切りに留意します。万が一、ダイオキシン類の基準値を超えた場合には、原因究明、適切な対策を行うとともに、その間の焼却灰、ばいじんは外部委託し適正に処理を行います。
ソ	ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	溶融は行いません。
ツ	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏1000℃以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	焼成は行いません。
ネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	セメント固化は行いません。 ばいじんは薬剤(キレート剤)及び水を均一に混合する混練装置を設置し処理します。
消火設備等		
フ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	消防の指導の下、火災防止に必要な措置を講ずるとともに、消火設備を設置します。

維持管理記録等

	基 準	措 置 内 容
維持管理情報の公表 (第15条の2の3第2項)	産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。	産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報は、インターネット等適切な方法により公表します。
記録・閲覧等 (第8条の4)	産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令の定めによることにより、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関し、環境省令で定める事項を記載し、これと当該産業廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては当該産業廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。	維持管理記録を施設内に備えおきます。また、施設内で閲覧を行えるようにします。

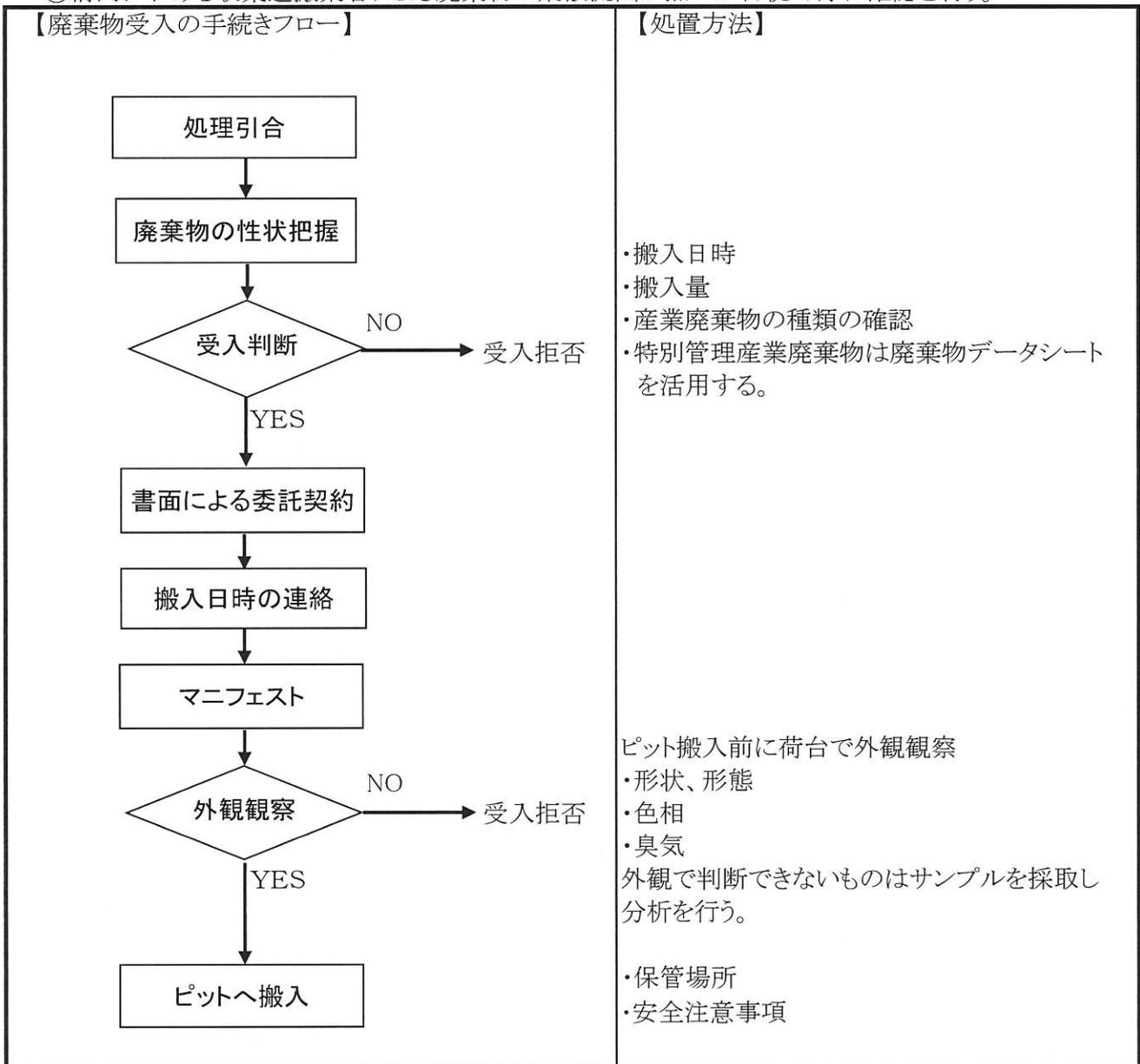
ダイオキシン類対策特別措置法第二十八条に適合するために講ずる措置の内容

政令条文	基 準	措 置 内 容
第4条1項	法第二十八条第一項の規定による測定は、毎年一回以上、同項の排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量について、環境省令で定める方法により行うものとする。	排出ガスのダイオキシン類の量の測定を、毎年1回以上行います。排出水はありません。
第4条2項	法第二十八条第二項の規定による測定は、同項のばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量について、環境省令で定める方法により行うものとする。	焼却炉の燃え殻及び再燃焼室、減温塔、バグフィルタのばいじんのダイオキシン類の量の測定を、毎年1回以上行います。

1. 産業廃棄物の受入方法

(1) 有害物質の有無及び産業廃棄物の種類の確認方法

- ① 排出事業者より情報を得、廃棄物の性状を把握し、書面による委託契約を行う。
- ② 産業廃棄物処理に関する委託契約後、管理表(マニフェスト)により管理する。
- ③ 特別管理産業廃棄物については廃棄物データシートを活用し、廃棄物の内容の確認を行う。
- ④ マニフェストにて取り扱い廃棄物以外の廃棄物が含まれていないか確認を行う。
- ⑤ 搬入された廃棄物を搬入都度、荷台にて外観観察(形状・形態、色相、臭気)し、受入不可のときは、受入を拒否する。
- ⑥ 必要に応じて性状の確認を行う。
 - ・新規に産業廃棄物を外部から受入れる場合は、性状調査を実施する。
 - ・分析結果は3年間記録保存する。
- ⑦ 構内における収集運搬業者による廃棄物の飛散流出が無いか目視で毎日確認を行う。



2. 施設操業時の維持管理方法

(1) 開始・終了時の設備の維持管理方法

開始時：本設備は運転開始に当たり十分な点検を行い、各装置が機能及び安全面からも運転可能であることを確認した後、操作を行う。

終了時：焼却物投入を停止し、炉内に焼却物がなくなったことを確認してから運転停止操作を行う。

(2) 冬期間・気温低下時の対応

- ① 凍結の恐れのある配管類及び機器類については凍結対策として保温を行う。
- ② 循環冷却装置については常時運転する。(燃焼炉スクレパ等)

(3) 冷却水・再利用水の配管維持管理方法

配管の閉塞等を未然に防止し、適正な燃焼管理を行うように維持管理する。

- ① 定期的にカルシウムイオン濃度、塩素イオン濃度を測定し水質を確認する。

カルシウムイオン濃度	1月1回
塩素イオン濃度	1月1回
- ② 年次点検の際に、配管の一部を分解し、配管内部を点検清掃し必要に応じ配管を交換する。

(4) 中和装置に係る維持管理方法

中和作業が適正に行われるよう、作業開始に当たり十分な点検を稼働日ごとに目視により行う。

- ① 薬品量の管理
- ② 機材・機器類の確認
- ③ 容器・配管の漏れ確認

(5) シックナーに係る維持管理方法

除鉄作業が適正に行われるよう、操業開始に当たり十分な点検を稼働日ごとに目視により行う。

工程を経た水の水質(主に鉄分)の検査を簡易測定器により稼働日ごとに行う。

具体的な点検項目、点検頻度は以下の通り。

- ① 薬品量の管理(予備タンク含)
- ② 水質管理(pH・鉄分管理)
- ③ 機材、配管類の点検

3. ばいじん等の除去の方法・頻度

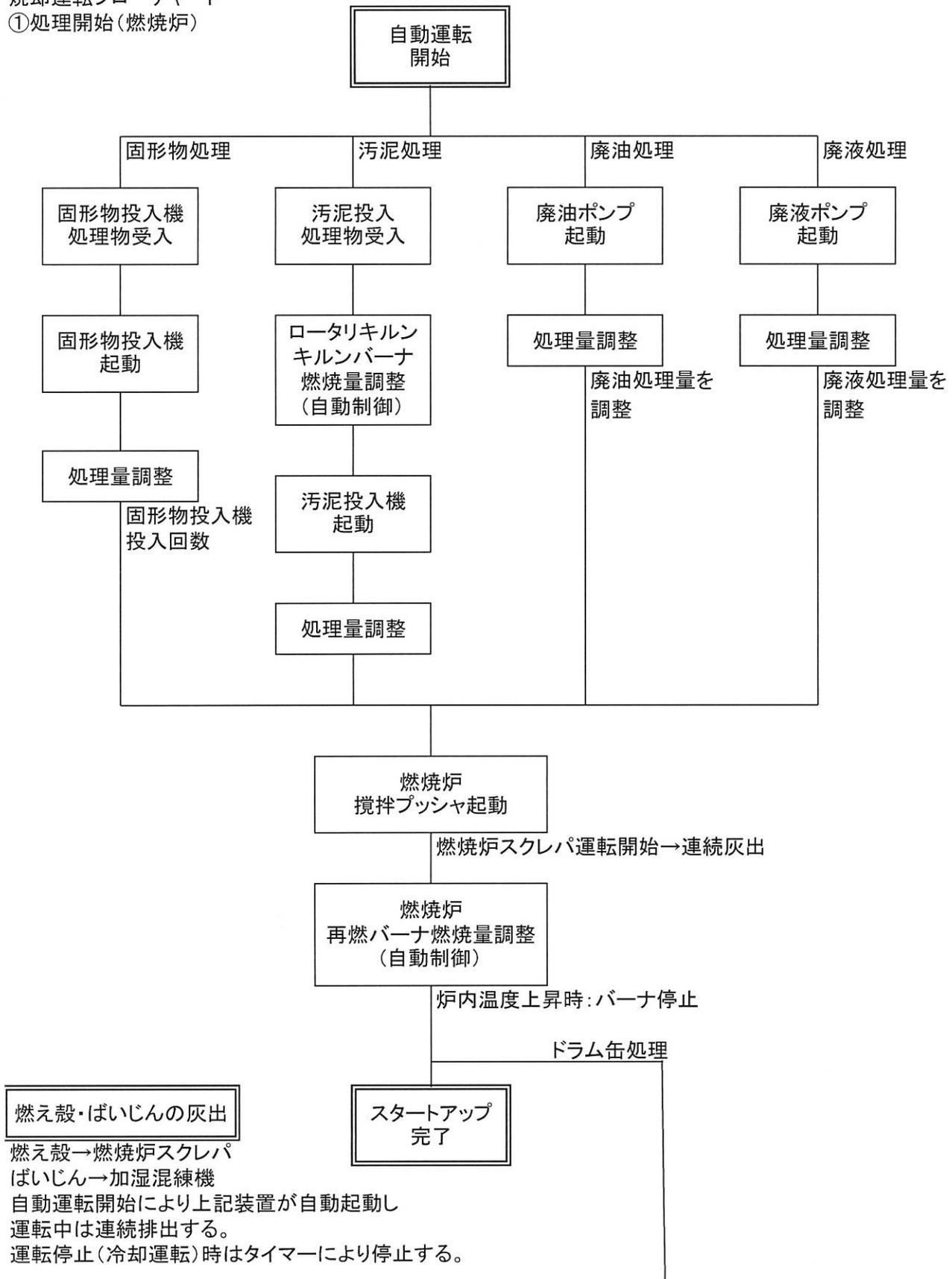
作業方法: 飛散又は装置内に堆積したばいじんは、必要な保護具(ヘルメット、保護めがね、安全靴、マスク、手袋等)を着用し、除去作業を行う。

作業頻度: ばいじん等の除去作業は3ヵ月毎の定期点検時に実施する。

4. 焼却炉 運転フロー

焼却運転フローチャート

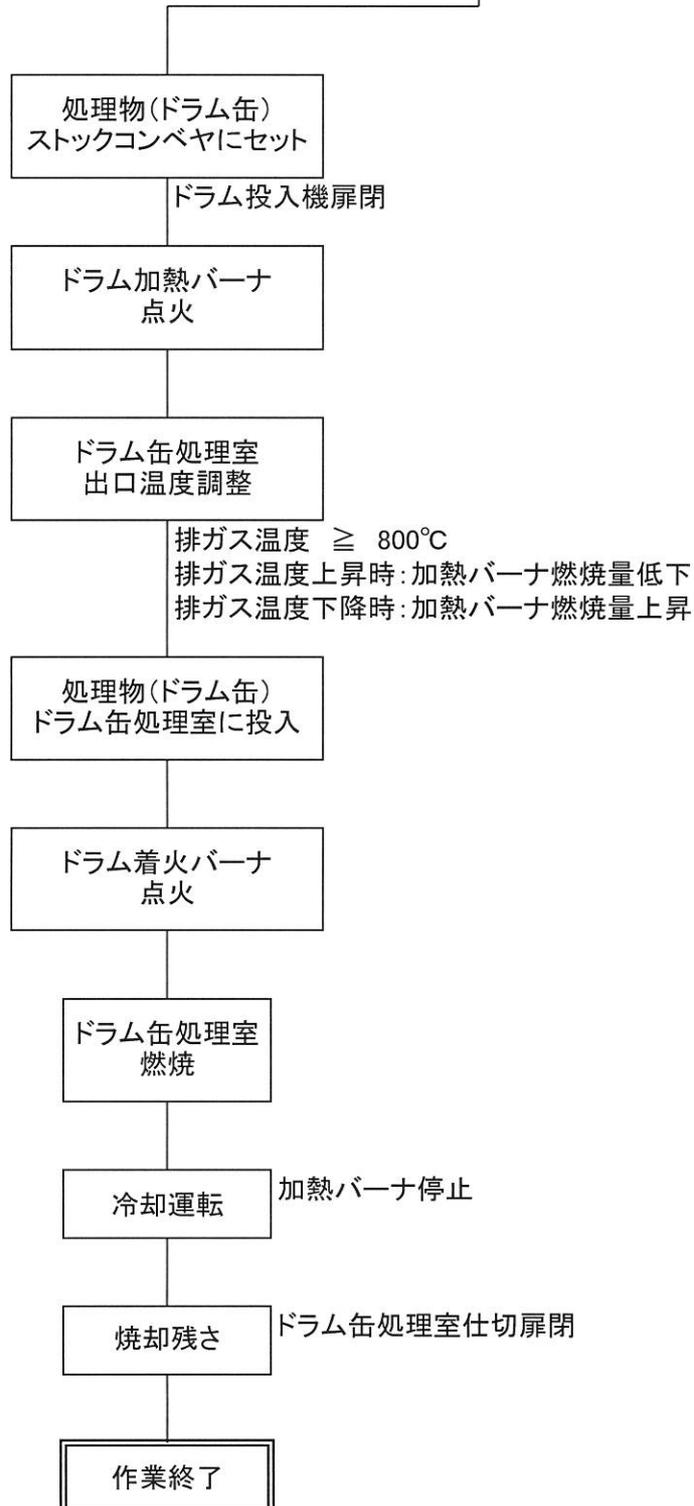
①処理開始(燃烧炉)



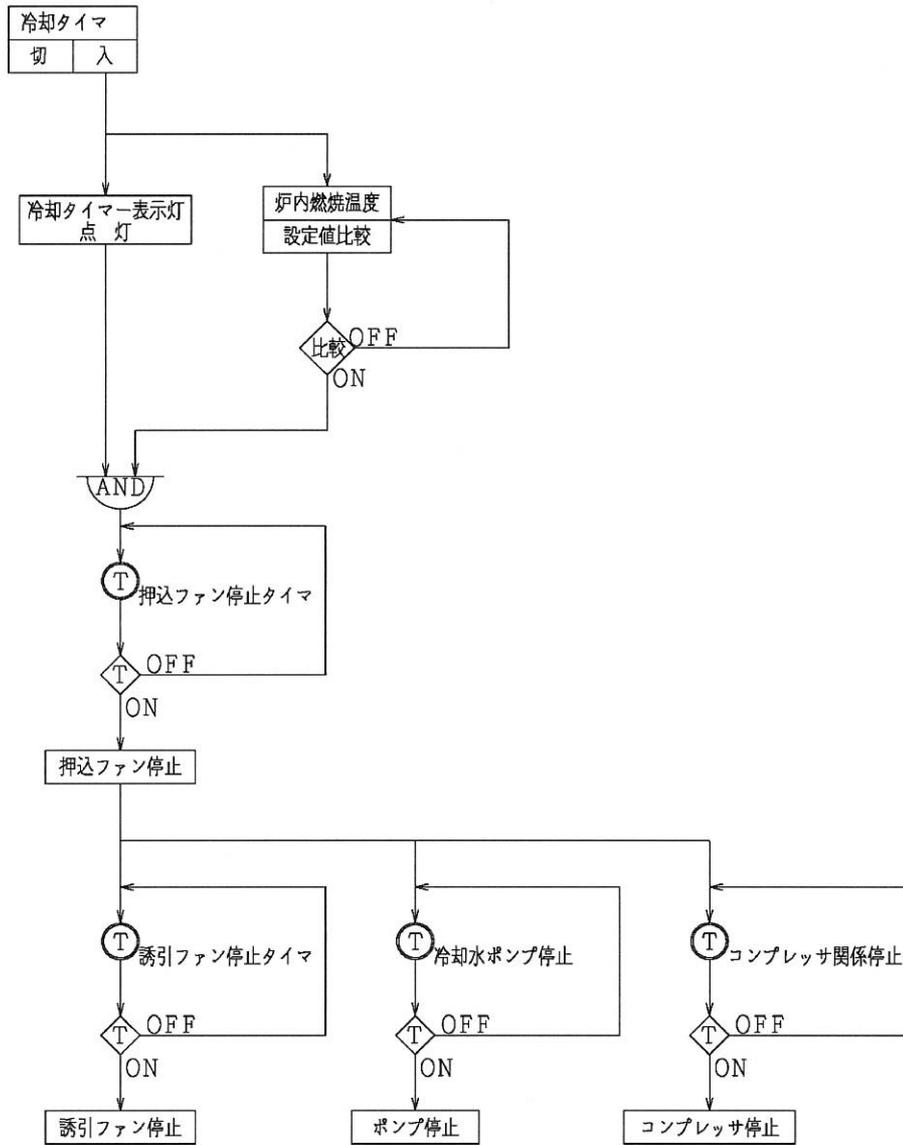
②ドラム缶処理運転

運転開始条件

- 1) 燃烧炉、ロータリキルンが正常運転中であること
- 2) 各種警報が出ていないこと
- 3) 排ガス設備が正常運転中であること



5. 運転停止（冷却運転）フロー



6.維持管理の記録及び記録閲覧方法に関する事項

【記録する事項】

1. 処分した産業廃棄物の各月毎の種類及び数量
2. (1) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、記録する。
(2) バグフィルタに流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、記録する。
(3) 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、記録する。
上記(1)～(3)の測定記録に関し、
 - ① 当該測定を行った位置
 - ② 当該測定の結果の得られた年月日
 - ③ 当該測定の結果
3. ガス冷却器及びバグフィルタに堆積したばいじんの除去を行った年月日
4. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る)を6ヶ月に1回以上測定し、記録する。
上記4の測定記録に関し、
 - ① 当該測定に係る排ガスを測定した位置
 - ② 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
 - ③ 当該測定の結果の得られた年月日
 - ④ 当該測定の結果
5. 冷却水のカルシウムイオン濃度、塩素イオン濃度は、1月に1回の検査頻度とする。
6. シックナー処理水の水質点検(鉄分の簡易検査、pHの監視)、及び配管詰まり、閉塞の点検は稼働日ごとに行う。
7. 排ガス中のばいじんは、ばいじん計にて連続的に測定し記録する。
また、ばいじん計は稼働日ごとに目視にて点検し、1年に1回オーバーホールを行う。

【記録の閲覧】

1. 記録する事項1の記録は、翌月の末日までに備え置く。
2. 記録する事項2・3の記録は、当該測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日までに備え置く。
3. 記録する事項4の記録は、当該除去を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置く。

- ・上記の記録は、3年間保存する。
- ・記録保存場所は原則として、管理事務所と現場(操作室)の2箇所とする。
- ・記録は当該管理者の承認を得て閲覧する。

【インターネットでの公表一覧表】

○焼却施設

〈法定事項:廃棄物処理法〉

項目	測定事項等	測定頻度	公表時期	公表内容
維持管理計画	維持管理に関する計画		常時	産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
産業廃棄物の焼却量	種類及び焼却量	月1回	翌月の末日	種類ごとの焼却量
焼却温度	燃焼ガスの温度(燃焼室) 燃焼ガスの温度(集じん器)	連続測定 ※	測定結果取得日の翌月の末日	・測定位置 ・測定結果取得日 ・測定結果
排ガス測定結果 (煙突から排出される排ガス)	一酸化炭素濃度	年1回以上	測定結果取得日の翌月の末日	・排ガス採取位置 ・排ガス採取年月日 ・排ガス測定結果取得日 ・排ガス測定結果
	ダイオキシン類濃度	6月に1回以上		
	ばい煙量又はばい煙濃度			
	硫黄酸化物			
	ばいじん			
塩化水素				
窒素酸化物				
ばいじん	ばいじんの除去	随時	除去日の翌月の末日	冷却設備、排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去日

※紙媒体での記録、CD-ROMでの配布等

〈独自公開事項〉

項目	測定事項等	測定頻度	公表時期	公表内容
燃え殻	ダイオキシン類含有量	年1回以上	測定結果取得日の翌月の末日	・採取年月日 ・採取箇所 ・分析年月日 ・測定結果
ばいじん(3箇所)	ダイオキシン類含有量	年1回以上	測定結果取得日の翌月の末日	・採取年月日 ・採取箇所 ・分析年月日 ・測定結果

〈点検等〉

※法定事項以外の自主検査項目等は、項目が多いため事務所に備え置き、求めに応じて閲覧させる。
なお、備え置いていることを自社のホームページで周知する。

※冷却水のCaイオン濃度、Clイオン濃度の検査結果及びばいじん計の測定結果については、事務所に備え置き、求めに応じて閲覧させる。
なお、備え置いていることを自社のホームページで周知する。

〈その他の公開情報〉

項目	各対応項目	公表時期	公表内容
排出事業者向け	産業廃棄物の委託契約時における対応	常時	・契約前の産業廃棄物に対する事前の内容確認案内 ・契約前の特別産業廃棄物に対する廃棄物データシートの活用による内容確認案内
	施設に係る情報公開	常時	・施設のフロー図の公開 ・写真などによる施設の公開 ・施設の位置、搬入経路の公開 ・価格表の公表
収集運搬業者向け	産業廃棄物の収集運搬における対応	常時	・受入不可物の表示 ・施設の位置、搬入経路の公開 ・施設までの公道での飛散防止の啓蒙 ・初期搬入時の簡易研修の実施案内

平成 年度 焼却施設維持管理状況<法定事項:廃棄物処理法>

(基本様式)

分類	項目		内容													
	種類		処分数量(単位:t)													
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
産業廃棄物処分量		1 汚泥														
		2 廃油														
		3 廃酸														
		4 廃アルカリ														
		5 廃プラスチック類														
		6 紙くず														
		7 木くず														
		8 繊維くず														
		9 動植物性残さ														
		10 動物系固形不要物														
		11 ゴムくず														
		12 金属くず														
		13 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず														
		14 動物の死体														
廃特別物処理分産量		15 廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)														
		16 感染性産業廃棄物														
		17 廃酸(pH2.0以下)・廃アルカリ(pH12.5以上)														
		計														
ばいじんの除去	冷却設備、排ガス処理設備のばいじん除去日															
排ガスの測定結果			採取年月日	分析年月日	測定結果	採取年月日	分析年月日	測定結果	基準値							
		ダイオキシン類濃度 (採取位置:)							1.0ng-TEQ/Nm ³							
	ばい煙濃度	硫酸化物 (採取位置:)							13.82Nm ³ /hr							
		ばいじん (採取位置:)							0.04g/Nm ³							
		塩化水素 (採取位置:)							300mg/Nm ³							
窒素酸化物 (採取位置:)								250cm ³ /Nm ³								
連続測定記録	燃焼室中の燃焼ガスの温度 集じん機に流入する燃焼ガスの温度 煙突から排出されるガス中の一酸化炭素濃度		当該測定位置、測定結果取得日、測定結果については、連続記録計のよって測定しているため、記録を弊社事務所に備え置き、求めに応じ、閲覧に供しています。(閲覧対応日時:営業日の午前9時~12時、午後1時~5時)													

10-12-2

平成 年度 焼却施設維持管理状況<独自公開事項>

(基本様式)

分類	項目	採取年月日	分析年月日	測定結果	採取年月日	分析年月日	測定結果	基準値
測定事項など	ダイオキシン類含有量	燃え殻 (焼却炉)						3ng-TEQ/g
		ばいじん (再燃焼室)						3mg-TEQ/g
		ばいじん (減温塔)						3ng-TEQ/g
		ばいじん (バグフィルタ)						3ng-TEQ/g

<点検等> ※焼却施設の日常点検項目、冷却水のCaイオン濃度、Clイオン濃度の検査結果及びばいじん計の測定結果については、記録を弊社事務所に備え置き、求めに応じ、閲覧に供しています。(閲覧対応日時:営業日の午前9時~12時、午後1時~5時)

8, 連絡先一覧表

